

へきなん障害者ハーモニープラン 策定業務プロポーザル方式実施要項

1 業務名

へきなん障害者ハーモニープラン策定業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画が一体となった「へきなん障害者ハーモニープラン」のうち、計画期間が令和5年度までとなっている障害福祉計画及び障害児福祉計画の現行計画を見直し、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定する。

詳細は、別紙「へきなん障害者ハーモニープラン策定業務委託仕様書」参照。

3 目的

碧南市内の社会資源、市民生活における福祉の現状や課題に関する実態調査並びに国及び県の法令や、計画策定に関する考え方及び現行計画に基づく各種福祉施策を踏まえた、碧南市の施策の方向性を計画策定するものである。

4 受託事業者の選定

本業務を受託する事業者の選定は、業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

参加を希望する事業者は、参加申出書及び提案書等の必要書類を提出期限までに提出し、本市が指定する日時においてプレゼンテーションを実施する。

なお、受託事業者の選定については、提案書及びプレゼンテーションの内容により本市職員で構成するへきなん障害者ハーモニープラン策定業務評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において選定する。

5 参加資格

参加資格を有する事業者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 碧南市における入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定日までの期間において、碧南市競争入札参加停止等措置要領第4条（平成20年4月1日）の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。

- (4) 参加申出書の提出期限から受託事業者の決定日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店(本社)又は事業所等があること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 愛知県、岐阜県又は三重県内の自治体において、過去10年以内に障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画等類似計画の策定業務について受注実績があること。

6 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

7 参加申出書等の提出

参加希望の事業者は、次により参加申出書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年12月26日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

ア プロポーザル方式等参加申出書(様式第1号)

イ 以下の事項について記載したものを添付すること。(任意様式)

(ア) 会社概要

設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数(うち技術者数)及び業務内容等について具体的に記載すること。また、業務協力を予定している会社等がある場合は、その全てについて同様に記載すること。なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、それを添付してもよい。

(イ) 業務実績

愛知県、岐阜県又は三重県内の自治体において、過去10年以内に受注した障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画等の策定業務の実績。

(3) 提出先及び提出方法

福祉課窓口へ直接持参すること。なお、郵送、電子メール及びFAXでの提出は不可とする。

8 質問及び回答

本業務に関する質問は、別紙質問書に準じた様式に記載し、次により質問すること。

(1) 質問書の提出方法

質問書（様式第3号）に必要事項を記載し、電子メールにて福祉課宛へ送付し、メール着信の電話確認を行うこと。なお、電話等による質問には回答しないものとする。

(2) 質問期限

令和5年1月10日（火）午後5時（必着）

(3) 回答方法

令和5年1月16日（月）までに、すべての参加事業者へBCCを利用し電子メールにより回答する。

9 提案書等の提出

参加事業者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年1月17日（火）から令和5年2月9日（木）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 提案書（様式第2号）

イ 参考見積書（任意様式）

(3) 提出部数

ア 提案書 紙媒体6部及び電子データ1式

イ 参考見積書 1部

(4) 提出先及び提出方法

福祉課窓口へ直接持参すること。また電子データについては、電子メール又は記録メディアにより福祉課宛へ提出すること。

(5) その他

ア 提案書は、次項の作成要領に基づき作成すること。

イ 提出期限後の提案書の追加・修正・差し替え及び返還は一切認めないものとする。
ただし、市が審査に必要と認める場合は、資料の追加提出等に応じること。

ウ このプロポーザル参加にかかる一切の費用は、参加事業者の負担とする。なお、提案書の返還は行わないこととする。

10 提案書等の作成要領

提出する書類の規格は、原則A4版とし、A4版より大きな用紙を用いる場合は、三つ折り等の方法によりA4版に収めるものとする。

(1) 提案書（様式第2号）

提案書には、以下の事項を記載したものを添付すること。

ア 業務取組方針

「へきなん障害者ハーモニープラン策定業務委託仕様書」の業務内容等を踏まえ、業務の取組方針、内容、事業者の本業務に対する社内対応人員体制及び業務フロー等を具体的に記載すること。また、本業務における市と受託事業者の役割分担を明確に記載すること。

イ 配置予定技術者等（管理技術者及び担当技術者）

配置予定技術者が有する資格、同種業務の実績及び令和5年4月1日時点における手持ち予定業務並びに副担当者となるものの人数等配置予定技術者に対する事業者の業務支援体制。

ウ 業務実施工程

本業務の実施について、計画策定までのスケジュールを計画的かつ明瞭に記載すること。

エ 関係法令制度等の概要及び計画策定の要点

障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等関係法令並びに国及び愛知県等の策定する同様計画を踏まえた計画策定の概要及び今回の計画策定の要点の把握方針について記載すること。

オ 現状調査方法

福祉に関する社会的背景や市の現状について必要な情報を得ていくために、関係団体等へのヒアリング現況調査方法並びにその分析及び評価方法を具体的に記載すること。

カ 碧南市の特徴を踏まえた計画策定方針

計画目標値並びに計画策定後の推進方法及び進捗状況の評価方法について、現行計画を踏まえた確に設定する方針について記載すること。

キ 会議等の支援

市議会、地域自立支援協議会など今回の計画策定についての協議や、市民意見の

収集を行うための会議等に対する、会議等の運営又は進行上の支援方針について具体的に記載すること。

(2) 参考見積書（任意様式）

見積限度額の範囲内で作成すること。

へきなん障害者ハーモニープラン見積限度額

3,080,000円（消費税及び地方消費税込み）

令和4年度予算 0円

令和5年度予算 3,080,000円（債務負担行為）

(3) その他

提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者へ帰属する。ただし、受託事業者選定の結果公表等において、本市が必要と判断した場合には、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

1.1 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

令和5年2月16日（木）、碧南市役所2階談話室5にて実施する。（参加者のプレゼンテーション開始前の控室は同階会議室3）なお、開始時刻は、提案書提出後に決定し、参加者に通知する。

(2) 方法

1 事業者の提案は30分以内とし、質疑応答は15分程度とする。
プレゼンテーションは、本業務の主担当者となる職員が行うこと。
プレゼンテーションに要する機器等は、事業者にて準備すること。

1.2 審査及び評価

(1) 審査方法

評価委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容等について総合的に判断し、得点上位の事業者から順位付けを行い、受託事業者を選定する。ただし、得点が並んだ場合には、見積もりの価格が低い事業者を選定する。なお、評価点が総得点の7割を下回る場合は、失格とする。

(2) 結果通知

審査結果は、各参加事業者に書面により通知する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時

までに書面（様式は自由）を福祉課窓口へ直接持参することとし、その回答については、提出者に書面により通知する。

(3) 審査に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 結果の公表

選定の終了後、決定者の氏名及び総合点数並びに非決定者の総合点数を、市のホームページで公表するものとする。

1.3 契約の締結

受託事業者選定後、碧南市契約規則（平成5年2月15日規則第1号）に基づき、速やかに委託契約を締結する。

1.4 対応窓口

(1) 担当部署 福祉こども部 福祉課 社会福祉係

(2) 担当者名 河原・齊木

(3) 連絡先等 〒447-8601 碧南市松本町28番地

碧南市 福祉こども部 福祉課 社会福祉係

電話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Mail fukusika@city.hekinan.lg.jp